

いか釣り漁業による金華山以南の太平洋及び野母崎以南の東シナ海の海域における操業に関する事務取扱いについて

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 44 条第 1 項の規定によりいか釣り漁業の許可に付された条件に基づき操業が禁止されている、宮城県石巻市金華山頂上を通る緯度線以南の太平洋の海域（日本海、黄海及び東シナ海の海域を除く。）及び長崎県長崎市野母崎突端正西の線以南の東シナ海の海域について、当該条件による操業禁止の変更に関する事務取扱いを次のとおり定める。

- 1 許可の条件による操業禁止を変更（一部解除）し、操業を可能とする海域、期間及び隻数の上限は、次に掲げる表のとおりとする。

海域	期間	隻数の上限
次の直線アからウまでと陸岸により囲まれた海域のうち、宮城県及び福島県から 30 海里以遠の海域 ア 宮城県金華山頂上を通る緯度線 イ 北緯 40 度 11 秒東経 143 度 59 分 46 秒の点と北緯 35 度 12 秒東経 141 度 59 分 48 秒の点を結ぶ直線 ウ 福島県と茨城県との県境を通る緯度線	毎年 1 月 1 日から 2 月末日まで	36 隻
次の点アから点クまで及び点アを順次に結ぶ直線で囲まれた海域 ア 北緯 30 度 40 分東経 124 度 30 分の点 イ 北緯 30 度 40 分東経 124 度 45 分の点 ウ 長崎県長崎市野母崎突端正西の線と東経 124 度 45 分の線との交点 エ 長崎県長崎市野母崎突端正西の線と東経 127 度 30 分の線との交点 オ 北緯 30 度 40 分東経 127 度 30 分の点 カ 北緯 30 度 40 分東経 128 度 00 分の点 キ 北緯 26 度 00 分東経 125 度 30 分の点 ク 北緯 26 度 00 分東経 122 度 00 分の点	毎年 5 月 1 日から 10 月 31 日まで	25 隻

- 2 上記 1 のそれぞれの海域で操業を希望する漁業者の海域、期間及び隻数が上記 1 の範囲内である場合に限り、当該条件を変更（一部解除）して、許可証の書換え交付をするものとする。
- 3 上記 2 の許可証の書換え交付を受けた者が、上記 1 の海域での操業を希望しない場合、又は漁業者の希望に応じて条件を変更しようとするとき上記 1 の隻数の上限を超過することが見込まれる場合には、関係する漁業者の操業計画等を確認した上で、当該条件を変更（一部解除規定の削除）して、許可証の書換え交付をするものとする。

附 則

- 1 この通知は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）の施行の日（令和 2 年 12 月 1 日）から施行する。
- 2 いか釣り漁業による金華山以南の太平洋及び野母崎以南の東シナ海の海域における操業に関する取扱要領（平成 15 年 11 月 21 日付け 15 水管第 2611 号水産庁資源管理部長通知）は、令和 2 年 11 月 30 日限りで廃止する。